

金融商品取引法等の改正に伴う「電子記録移転権利の預託の
受入れ等に関する規則」等の一部改正について

2025年4月14日
一般社団法人 日本STO協会

1. 改正の趣旨

2023年11月29日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」等により、顧客への情報提供に際し書面を原則としていた規定について、書面とデジタルのどちらで情報提供することも可能とするよう見直しが行われた。

また、金融商品取引業等に関する内閣府令において規定されていた契約締結前交付書面の実質的説明義務の法定化も合わせて行われた。

上記の変更が行われたことに伴い、本協会自主規制規則についても所要の整備を行うこととする。

2. 改正の骨子

「電子記録移転権利の預託の受入れ等に関する規則」、「正会員の従業員に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」において、上記変更に伴う修正を行う。

(1) 「電子記録移転権利の預託の受入れ等に関する規則」

- ① 電磁的方法による交付・徴求・契約の対象となる各書面に関する規定
 - 電磁的方法の対象となる書面を個別に列挙する方法から、原則として、顧客との間で交付・徴求・契約する全ての書面を電磁的方法の対象とする方法に変更
 - 法令に基づく書面に加え、本協会の定める書面も同様の取扱いとする（第11条）

② 電磁的方法による交付・徴求の方法・要件等

- 金商法及び政府令と同様の内容を規定（第 6 条、第 10 条、第 12 条及び第 14 条）
- 要件の一つとして、顧客の承諾を規定（第 15 条）

(2) 「正会員の従業員に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」

① 禁止規定の整備

- 現行、従業員等に係る禁止行為として「協会員等から顧客に交付するために預託された書類を遅滞なく当該顧客に交付しないこと」が規定されているが、電磁的提供による情報提供の方法のうち、書類に記載すべき事項を記録した USB や CD-R 等の媒体の交付による方法を用いる場合において、従業員等が正会員から預託された書類に記載すべき事項を記録した媒体を遅滞なく顧客に交付しないことについて、禁止行為として規定する（従業員規則第 7 条第 13 号、仲介業者規則第 12 条第 13 号）

3. 施行の時期

この改正は、2025 年 4 月 14 日から施行する。

本件に関するお問合せ先：

一般社団法人日本 STO 協会 自主規制企画・業務部（03-6272-8327）

以 上

「電子記録移転権利の預託の受入れ等に関する規則」の
一部改正について

2025 年 4 月 14 日

(下 線 部 分 改 正)

改 正 後	改 正 前
<p>第 4 章 照合通知書及び<u>契約締結時等交付書面</u> (照合通知書による報告)</p> <p>第 6 条 正会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）<u>第 98 条第 3 号イ</u>に規定する取引残高報告書（以下「取引残高報告書」という。）を定期的に交付<u>（取引残高報告書に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提供している場合を含む。以下同じ。）</u>し又は同府令第 108 条第 6 項に規定する通帳に記載する方法により通知している顧客であり、当該取引残高報告書又は通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(<u>契約締結時等交付書面</u>による報告)</p> <p>第 10 条 第 8 条第 2 項の規定は顧客に交付又は電磁的方法により提供する<u>契約締結時等交付書面の作成について準用し、同条第 3 項の規定は契約締結時等交付書面の交付について準用し、同条第 7 項の</u></p>	<p>第 4 章 照合通知書及び<u>契約締結時交付書面</u> (照合通知書による報告)</p> <p>第 6 条 正会員は、顧客に対する債権債務の残高について、次の各号に掲げる区分に従って、当該各号に定める頻度で、照合通知書により当該顧客に報告しなければならない。ただし、当該顧客が金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）<u>第 98 条第 1 項第 3 号イ</u>に規定する取引残高報告書（以下「取引残高報告書」という。）を定期的に交付し又は同府令第 108 条第 6 項に規定する通帳に記載する方法により通知している顧客であり、当該取引残高報告書又は通帳に次項各号に掲げる項目の記載がある場合にはこの限りでない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p> <p>(<u>契約締結時交付書面</u>による報告)</p> <p>第 10 条 第 8 条第 2 項、<u>第 3 項及び第 7 項</u>の規定は、<u>契約締結時交付書面の作成及び交付</u>について準用する。</p>

規定は契約締結時等交付書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。

2 前項により準用する第8条第3項の規定にかかわらず、正会員は、契約締結時等交付書面を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを当該顧客に店頭において直接交付するときは、主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が顧客に交付することができる。

3 第1項により準用する第8条第3項及び前項の規定にかかわらず、正会員は、顧客から契約締結時等交付書面の交付方法について特に申出があった場合においては、次に掲げる要件のすべてに該当する方法により交付することができる。

1 当該顧客から契約締結時等交付書面の交付方法、期間その他必要な事項を記載した正会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、正会員は当該念書が顧客本人からの申出であることを確認するものとする。

2 (現行どおり)

3 契約締結時等交付書面は、作成後、遅滞なく、当該顧客に交付すること。

4 契約締結時等交付書面の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。

4 顧客が法人又はこれに準じる団体である場合において、正会員の主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が契約締結時等交付書面を当該顧客の事務所に持参して直接交付したときは、これを郵送により交付したものとみなす。

5 (現行どおり)

第5章 電磁的方法による交付、徴求及び契

2 前項により準用する第8条第3項の規定にかかわらず、正会員は、契約締結時交付書面を直ちに顧客に交付できる状態にある場合において、これを当該顧客に店頭において直接交付するときは、主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が顧客に交付することができる。

3 第1項により準用する第8条第3項及び前項の規定にかかわらず、正会員は、顧客から契約締結時交付書面の交付方法について特に申出があった場合においては、次に掲げる要件のすべてに該当する方法により交付することができる。

1 当該顧客から契約締結時交付書面の交付方法、期間その他必要な事項を記載した正会員所定の様式による念書を徴求すること。この場合、正会員は当該念書が顧客本人からの申出であることを確認するものとする。

2 (省 略)

3 契約締結時交付書面は、作成後、遅滞なく、当該顧客に交付すること。

4 契約締結時交付書面の保管及び顧客への交付は、主管責任者が行うこと。

4 顧客が法人又はこれに準じる団体である場合において、正会員の主管責任者又は主管責任者の承認を受けた従業員が契約締結時交付書面を当該顧客の事務所に持参して直接交付したときは、これを郵送により交付したものとみなす。

5 (省 略)

第5章 書面の電磁的方法による交付等

約締結

(電磁的方法による交付等)

第 11 条 正会員は、顧客への書面の交付等に代えて、この章に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供することができる。
この場合において、当該正会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。

(削 る)

(削 る)

2 正会員は、顧客からの書面の徴求等に代えて、この章に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について、電磁的方法により提供を受けることができる。
この場合において、当該正会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。

(削 る)

(削 る)

(削 る)

3 正会員は、書面による契約の締結に代えて、当該契約を電磁的方法により締結することができる。
この場合において、当該正会員は、当該書面による契約を締結したものとみなす。

4 前項の定めに基づき契約を締結した正会員は、顧客から当該契約の内容について照会があったときは、遅滞なく、当該顧客にその契約の内容を文書、口頭、電信又は電話、電磁的方法その他の方法により回答しなければならない。

(電磁的方法による交付等)

第 11 条 正会員は、次に掲げる書面に記載すべき事項について、この章に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法 (以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。
この場合において当該正会員は、当該書面の交付等を行ったものとみなす。

1 第 6 条第 1 項に規定する照合通知書

2 契約締結時交付書面

2 正会員は、次に掲げる書面の徴求等に代えて、この章に定めるところにより、当該書面に記載すべき事項について電磁的方法により提供を受けることができる。
この場合において当該正会員は、当該書面の徴求等を行ったものとみなす。

1 第 5 条に規定する委任状

2 第 8 条第 4 項から第 6 項に規定する照合通知書に対する回答書

3 第 8 条第 5 項第 1 号及び第 10 条第 3 項第 1 号に規定する念書

(新 設)

(新 設)

(電磁的方法による交付等の方法)

第 12 条 正会員は、顧客への書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付する場合には、次の各号に掲げる方法により提供することができる。

1～2 (現行どおり)

(電磁的方法による徴求等の方法)

第 14 条 正会員は、書面の徴求等に代えて、当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法により提供を受ける場合には、次の各号に掲げるもの (正会員がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)により提供を受けることができる。

1 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 正会員の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ (現行どおり)

2 (現行どおり)

(顧客の承諾等)

第 15 条 正会員は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(電磁的方法による交付等の方法)

第 12 条 正会員は、前条に掲げる書面について交付等に代えて当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付する場合には、次の各号に掲げる方法により提供することとする。

1～2 (省 略)

(電磁的方法による徴求等の方法)

第 14 条 正会員は、書面の徴求等に代えて当該書面に記載すべき事項を、電磁的方法により提供を受ける場合には、次の各号に掲げるもの (正会員がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)に従い行うこととする。

1 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 正会員の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ (省 略)

2 (省 略)

(顧客の承諾)

第 15 条 正会員は、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとするとき又は提供を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、その用いる電磁的方法について次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

<p>1 <u>あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を示し、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供すること又は提供を受けることについて、書面、当該正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第14条第2号に掲げる方法による承諾を得ること</u></p> <p>イ <u>書面に記載すべき事項を、第12条又は第14条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨</u></p> <p>ロ <u>第12条又は第14条に掲げる方法のうち正会員が使用するもの</u></p> <p>ハ <u>ファイルへの記録の方式</u></p>	<p>1 <u>第12条又は第14条に掲げる方法のうち正会員が使用するもの</u></p>
<p>2 <u>あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を告知すること</u></p> <p>イ <u>書面に記載すべき事項を、第12条又は第14条に規定する電磁的方法により提供し又は提供を受ける旨</u></p> <p>ロ <u>第12条又は第14条に掲げる方法のうち正会員が使用するもの</u></p> <p>ハ <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>ニ <u>当該正会員に対し、当該顧客が当該書面の交付又は受入れを請求することができる旨</u></p>	<p>2 <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>(新 設)</p>
<p>2 <u>正会員は、顧客から前項第1号の規定による承諾を得た場合であっても、当該顧客から、当該書面の交付又は受入れの請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>3 <u>正会員は、顧客に対し第1項第2号の規定による告知を行った場合であっても、当該顧客から、同号ニに規定する請求があったときは、当該顧客に対し、当該書面を交付し又は受け入れなければならない。</u></p>	<p>(新 設)</p>

らない。

(削る)【第 15 条第 2 項に移動】

(承諾の撤回等)

第 16 条 前条の規定による承諾を得た正
会員は、書面又は電磁的方法により、当
該顧客から、電磁的方法による提供を受
けない又は行わない旨の申出があったと
きは、当該顧客に対し、書面に記載すべ
き事項を電磁的方法によって提供するこ
と又は提供を受けることはできない。た
だし、当該顧客が再び前条の規定による
承諾をした場合は、この限りでない。

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

2025 年 4 月 14 日

(下 線 部 分 改 正)

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止行為)</p> <p>第 12 条 正会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の 外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～12 (現行どおり)</p> <p>13 所属する金融商品仲介業者又は所属正会員から顧客に交付するために預託された金融商品仲介業に関する<u>書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した媒体</u>を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p> <p>14～19 (現行どおり)</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第 12 条 正会員は、個人金融商品仲介業者又は金融商品仲介業者の 外務員が、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～12 (省 略)</p> <p>13 所属する金融商品仲介業者又は所属正会員から顧客に交付するために預託された金融商品仲介業に関する<u>書類</u>を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p> <p>14～19 (省 略)</p>

「正会員の従業員に関する規則」の一部改正について

2025 年 4 月 14 日

(下 線 部 分 改 正)

改 正 後	改 正 前
<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 正会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～12 (現行どおり)</p> <p>13 所属正会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類又は当該書類に記載すべき事項を記録した媒体（登録金融機関である正会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p> <p>14～18 (現行どおり)</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第 7 条 正会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為（登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。）のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <p>1～12 (省 略)</p> <p>13 所属正会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類（登録金融機関である正会員にあっては登録金融機関業務に係るものに限る。）を遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p> <p>14～18 (省 略)</p>